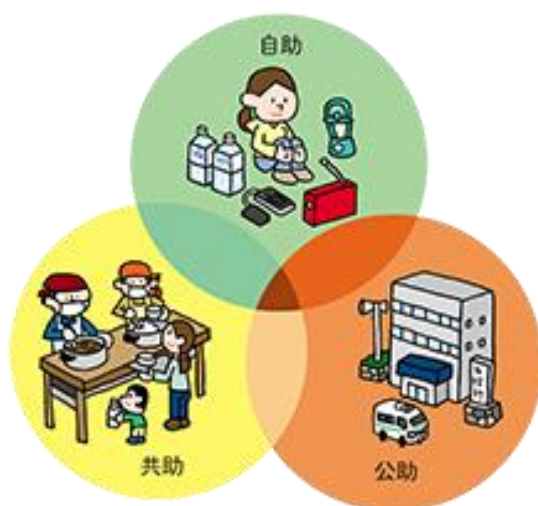


# 自主防災組織の具体的な活動内容



4. 1 1. 1  
出 水 市



# 目 次

1	防災に関する知識の習得	1
2	風水害・地震等に対する予防	3
3	災害発生のおそれがある場合の応急対策	3
4	災害発生時の応急対策	4
5	災害発生のおそれがある場合及び災害発生時共通で役立つ防災訓練	5
6	災害発生時に役立つ防災訓練	6
7	防災資器材の設備等の整備	6

# 1 防災に関する知識の習得

## 1 市主催の防災講演会及び自主防災研修会の内容を組織内に周知

### (1) 気象情報（各種警報・台風・地震等）の基礎的知識

- ① 警報の種類と台風の大きさ・強さ及び地震に関する危険度
- ② 5段階の警戒レベルと防災気象情報（気象庁）チャート（下表参照）



※ 本チャートは、気象庁が作成した一般的な基準であり、市では今後の雨量予測、流域雨量指数、台風の勢力・進路、潮位など当時の気象状況を分析して避難情報発令を判断しています。

### 5段階の警戒レベルと防災気象情報

気象状況	気象庁等の情報		市町村の対応		住民が取るべき行動	警戒レベル		
	キキクル							
数十年に一度の大雨	大雨特別警報	災害切迫	氾濫発生情報	緊急安全確保 <small>※必ず発令される情報ではない</small>	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5		
<警戒レベル4までに必ず避難！>								
大雨の数時間～2時間程度前	土砂災害警戒情報	高潮警報	高潮特別警報	危険	氾濫危険情報	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
大雨の半日～数時間前	※1 大雨警報 洪水警報	高潮警報に切り替える可能性が高い 注意報	警戒	氾濫警戒情報	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3	
大雨の数日～約1日前	大雨警報に切り替える可能性が高い 注意報	高潮注意報	注意	氾濫注意情報	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2	
	早期注意情報 (警報級の可能性)				第1次防災体制 (連絡要員を配置)	災害への心構えを高める	1	
				心構えを一段高める 職員との連絡体制を確認				

※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3（高齢者等避難)に相当します。「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

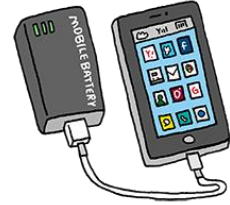
## (2) 気象情報（各種警報・台風等）の収集要領

- ① 各種注意報発表後、各テレビ局、AM・FMラジオの視聴
- ② 気象庁のホームページ閲覧要領
- ③ 気象情報に応じた避難判断基準（危険度）



## (3) 防災情報（避難情報等）の収集要領

- ① M B Cデータ放送の閲覧方法
- ② 防災メール、市公式L I N Eの登録要領



## (4) 気象情報及び防災情報共通の収集要領

気象庁の警報発令及び市がLアラート（鹿児島県総合防災システム）で県へ報告時に連動する情報媒体の閲覧方法

- ① テレビのテロップや各放送局のデータ放送
- ② Y a h o o防災アプリ、※セーフティーチップス  
(※は、外国人向けアプリ)



## 2 市・消防本部の出前講座を活用した知識の習得

## 3 自治会独自のハザードマップの作成・更新及び自治公民館等への掲示並びに配布

自治会内の危険箇所、水利として活用可能な井戸、水槽、池、プール等の所在をプロットした地図



## 2 風水害・地震等に対する予防

### 1 自治会放送による呼掛け



#### (1) 自宅周辺の荒天準備に関する啓発

屋根、雨戸、窓、ベランダ、ブロック塀、側溝、植木等の飛散防止

#### (2) 非常持出品、備蓄品の確認・準備

最低3日間（できれば1週間）生活できる程度の食糧、  
使い捨て携帯トイレ等の備蓄を啓発



#### (3) 各種注意報・警報下の行動に関する注意喚起

- ① 海、河川、用排水路、ため池、側溝、急傾斜地、がけ等に近づかない。
- ② 夜間、単独行動をとらない。

#### (4) 停電・断水対策及び家財の転倒防止



### 2 自治会内の用排水路及び側溝の枝・落ち葉の除去等

### 3 避難行動要支援者の個別避難計画作成支援

## 3 災害発生のおそれがある場合の応急対策

### 1 情報の収集（防災メール、テレビ報道、気象庁HP）と自治会放送による伝達

#### (1) 気象情報（防災メール、テレビ報道）

#### (2) 防災情報（避難情報、避難所の開設状況等）

#### (3) 防災メール、LINE、スマートフォン、PCの操作に精通した会員（自主防災組織の情報班要員）を市との連絡網に指定する。

#### (4) 市防災行政無線放送のレポート放送

#### (5) 自治会独自の防災に関する情報を放送

【例】① 「自主防災避難所として自治公民館を〇時に開設します。」

② 避難時の注意事項（施錠、ガス栓閉め、携行品）

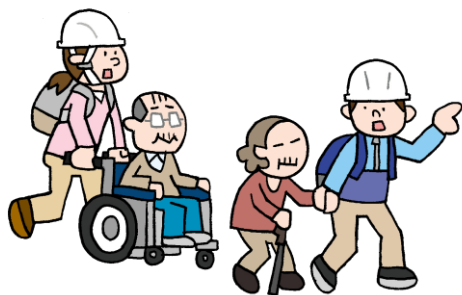
③ 自治会内で避けた方がよい避難経路や用排水路等の注意喚起





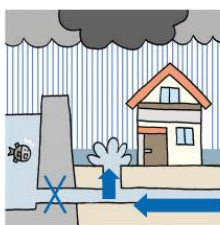
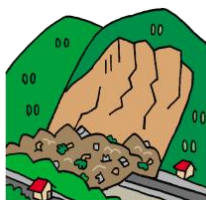
## 2 避難誘導

- (1) 自主防災組織会長が必要と認めた時は、届け出た自主防災避難所（仮称）の開放・収容
- (2) 避難指示等発令時、又は自主防災組織会長が必要と認めた時は、避難誘導班及び避難行動要支援者の支援要員に対し避難誘導を指示する。



# 4 災害発生時の応急対策

- 1 自主防災避難所（仮称）の開設・運営
- 2 必要に応じて、給食給水活動を行う。
- 3 地震災害時の初期消火活動
- 4 被災情報の正確かつ迅速な把握及び市へ報告





# 5 災害発生のおそれがある場合及び災害発生時共通で役立つ防災訓練

(自主防災組織単独または周辺自主防災組織との協同訓練)

## 1 情報収集・伝達訓練



### (1) 情報収集訓練

#### ① 情報収集項目

- ・ 自治会内の被災状況及び災害危険個所の巡視結果
- ・ 自主防災避難所（仮称）の避難状況

② 上記収集項目を模擬情報として、情報班（情報収集担当）に与え、情報班（情報収集担当）から報告内容を確認・整理する。

### (2) 情報伝達訓練

① 実際の大雨警報発表時にテレビ報道や気象庁ホームページ等で警報の内容を把握し、自治会放送で伝達する。

② 伝達事項を正確に認識しているか、聞こえ具合等を訓練後に確認する。

## 2 避難訓練

### (1) 避難行動の検証

大雨警報等の模擬情報により、自主防災避難所（仮称）または指定避難所等の開設時期及び避難時の注意事項等を自治会放送により伝達し避難行動を検証する。

### (2) 検証項目

- ① 放送内容を正確に把握しているか。
- ② 避難所到着までの所要時間と安全な経路選択をしているか。
- ③ 非常持出品の構成品は適切か。
- ④ 立退き避難時の戸締り、電気ブレーカー、ガスの元栓等の処置状況の確認
- ⑤ 自主防災避難所（仮称）開設した際、避難所収容時の受付要領の確認



## 6 災害発生時に役立つ防災訓練

### 1 救出・救護訓練

消防本部へ出前講座依頼または、市の防災訓練及び消防本部の訓練計画の参照

救出用資器材（梯子、ロープ等）の使用方法（索具含む。）



### 2 初期消火訓練

オイルパンや的を設置して、消火器、三角バケツ  
ジェットシューター等による消火要領



### 3 給食・給水訓練

組織的に備蓄している非常用糧食、または個人で備蓄している保存食の賞味期限が近い場合は、その調理方法、食味及び食べやすさなどの確認と情報交換を目的に、他の訓練に併せて、訓練中または訓練終了後に消費する。



## 7 防災資器材の設備等の整備

- 1 自主防災組織結成時に配布した自主防災組織結成奨励品の確認・整備
- 2 必要備品及び消耗品等の整備

